

監査告示 第16号

令和4年10月5日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

令和4年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 株式会社JTB鹿児島支店

所在地 鹿児島市西千石町11番25号鹿児島フコク生命高見馬場ビル5階

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 コミュニティサイクル事業運営負担金（所管課：環境政策課）

負担金の交付額 30,000,000円（令和3年度決算額）

イ かがしま市商工会

所在地 鹿児島市谷山中央4丁目4849番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく指導団体への補助金
（所管課：産業政策課）

補助金の交付額 10,500,000円（令和3年度決算額）

（令和4年4月1日から鹿児島市中小企業振興助成条例に題名改正）

ウ 職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会

所在地 鹿児島市草牟田2丁目36番39号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市職業訓練センター（所管課：雇用推進課）

委託費の額 1,980,000円（令和3年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和3年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和3年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金等については事業が補助等の目的に沿って適正に行われているかを、公の施設の指定管理者については施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和4年8月3日から同年10月5日まで

7 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 株式会社JTB鹿児島支店（補助金等）

負担金については、事業が負担の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(2) かごしま市商工会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市中小企業振興条例施行規則第8条に対象団体の要件として、「条例第5条から第7条までの規定による助成金の交付を受けようとする団体が、次の各号のいずれ

れかに該当するときは、助成金の交付は行わない。」とあり、同規則第8条第1号に「市税を滞納しているとき」とあるが、市税の納付状況の確認を行っていない。(産業政策課)

[意見]

- ・ かがしま市商工会への令和3年度鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく補助金については、補助対象経費の範囲や交付額の算定方法が不明確である。補助金の交付額の妥当性や透明性の確保の観点から、補助対象経費を明確にし、交付額の算定方法の見直しについて検討されたい。(産業政策課)

(3) 職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

[意見]

- ・ 鹿児島市職業訓練センターの指定管理者である職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行うため、同センターに鹿児島高等技術専門校を設置しており、指定管理者であるとともに専門校の運営を行う立場を有している。

指定管理に要する委託費について、市は同センターの設置経緯や現状等を踏まえ、施設の機械警備、消防設備点検及び施設修繕などの維持管理費用を負担し、管理業務を担う職員の人件費及び光熱水費等は職業訓練協会が負担している。

委託費の金額は、市と指定管理者双方の合意によるとのことであるが、指定管理者としての管理業務の適正な執行を確保する観点から、業務実施要領や協定書に業務の範囲と費用の負担区分を明示するよう検討されたい。(雇用推進課)

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの